

栄山寺文書天元三年九月十九日官符について

岡田 隆夫

大日本史料第一編之十八、天元三年九月十九日条は、「太政官、符ヲ下シ、大和宇智郡阿陀郷等ノ田地ヲ、栄山寺領ト為ス、」と綱文を立て、以下

- 1 正暦五年九月九日 栄山寺牒（栄山寺文書）
 - 2 寛弘三年九月廿一日 栄山寺牒（同右）
 - 3 寛弘六年十二月廿日 栄山寺牒（同右）
 - 4 寛弘七年三月廿日 栄山寺領民部省勘注案（色川本栄山寺文書）
 - 5 長和二年九月十日 栄山寺牒（栄山寺文書）
 - 6 寛仁元年九月廿五日 栄山寺牒（同右）
 - 7 万寿二年十一月五日 栄山寺牒（同右）
 - 8 天喜二年 月 日 栄山寺牒（同右）
 - 9 承徳二年八月十五日 栄山寺別当実経置文案（同右）
 - 10 天永二年三月 日 検非違使庁下文（陽明文庫所蔵栄山寺文書）
 - 11 保元三年七月十六日 栄山寺公驗目錄注進（同右）
 - 12 保元三年七月廿八日 官宣旨案（色川本栄山寺文書）
 - 13 永暦元年十月廿日 栄山寺領公驗奉納目錄（栄山寺文書）
- の天元三年九月十九日太政官符に関する記事の部分を掲載し、更に「参考」として、後欠の太政官符三通を付している。
- しかし大日本史料の性質上、掲載史料について複雑な考証を行なうことができず、また按文・標出等による説明も十分でなかった。小稿はこの不十分さを補うためのものである。

一 現存する天元三年九月十九日太政官符の諸本

現在天元三年九月十九日の太政官符ないし、その写しの一部と考えら

れているものは、「参考」として収載した次の三つである。⁽¹⁾ 原本調査に不十分な点があったので、補正を加えなければならぬためと、以下の行論の便宜のため、全文を再録する。

（印刷の都合上当用漢字を使用。傍線の箇所が補正部分）

参考1「栄山寺文書」^{（縮襲書）}○大和

「天元年中官符宣移」^{（写）}

太政官符大和国司

応永為栄山寺領田地参百拾深町陸段事

一、墓山地式百捌拾町

在宇智郡阿陀郷鵜野村

四至^{（東限橋坂 南限吉野河 西限宇智河 北限宇智河并佐伊谷）}

水田貳町参段、自余山

佐味条七里十坪四段百步 十一坪四段百九十步

十四坪二段卅步 廿四坪二段 河南三条五里二坪五段

二、西新開式拾深町陸段^{（堤）}

在同郡賀美郷下提村真土条并郡条内

四至^{（東限同寺地并内川 西限多美川并真土条八里廿・廿一坪西子午畔 南限吉野川 北限岸并郡条二里廿三坪南卯西畔公田）}

水田参町玖段百参拾步、自余山

郡条二里廿一坪六段百步 同条里廿四坪六段 廿五坪八段二百步

同坪南边一段百廿步 卅六坪六段卅步 同坪南边一段廿步

真土条八里廿八坪三段六十步 廿九坪六段 卅坪四段

重坂条三里廿三坪六段 廿四坪五段廿步 卅六坪一町 佐味条

五里卅一坪三段

一、高栗栖牧地参拾町

在同郡那賀郷河南三条五灰焼里北辺布師村

四至東限于智川 南限公田 西限吉野川 北限吉野川

水田陸町伍段、自余山

河南三条五里北辺一坪五段 二坪八段七十步 十一坪一町

十二坪六段 十三坪二段 十四坪四段二百九十步

十五坪垣内二段 同坪南谷二段 藪池内并尻田四段

河南三条五里十六坪六段 十七坪九段 同里北辺池内五〔段カ〕

同池尻二段百廿步

染田一段

延田

○後
欠ク、

参考2「柴山寺文書」○大和

太政官符大和国司

応永為柴山寺領田地参百参拾町陸段、事

一、墓山地式百捌拾町

在二字智郡阿陀郷鶴野村

四至東限橋坂 南限吉野川 西限宇智川 北限宇智川并佐伊谷

水田貳町参段、自余山

坪付有之

右、得彼寺司并氏人等、去天禄四年九月廿六日解備、件地贈太政大臣正一位藤原武智麻呂公墓山也、養老年中被給徭丁十二人、令守墳墓、件地内水田一町余寺家最可領掌也、而年来部内人民妄以相妨、望請被給官符、永以領掌者、權中納言從三位源朝臣保光宣、依請者、国宜承知、依宣行之、

○後
欠ク、

参考3「柴山寺文書」○陽明文庫所藏

太政官符大和国司

応永為柴山寺領田地参百参拾深町陸段、事

一、墓山地式百捌拾町

在宇智郡阿陀郷鶴野村

四至東限橋坂 南限吉野川 西限宇智川 北限宇智川并佐伊谷

水田貳町参段、自余山

佐味条七里十坪四段百步 十一坪四段百九十步

十四坪二段卅步 廿四坪二段 〔〔異筆〕〕条五里二坪五段

右、得彼寺司并氏人等天禄四年九月廿六日解備、件地贈太政大臣正一位藤原武智麻呂公墓山也、養老年中、被給徭丁十二人、令守墳墓、件地内水田一町余、寺家最可領掌也、而年来部内人民妄以相妨、望請被給官符、永以領掌者、權中納言從三位源朝臣保光宣、依請者、国宜承知、依宣行之、

一、西新開式拾深町陸段

在同郡賀美郷下堤村真土条并郡条内

四至東限同寺地并内川 西限多吳 南限吉野川 北限岸并郡条二里三坪南卯西畔公田

水田参町玖段百参拾步、自余山

郡条二里廿一坪六段百步 同条廿四坪六段 廿五坪八段二百步

同坪南辺一段百廿步 卅六坪六段卅步 同坪南辺一段廿步

〔〔異筆〕〕
真条八里廿八坪三段六十步 廿九坪六段 卅坪四段

○後
欠ク、

柴山寺文書を精査された福山敏男氏は『柴山寺八角堂の研究』（美術研究所研究報告）において、これ等について次のように述べておられる。「天元三年の太政官符（保元の公験目録に「壹通参枚天元四年官符」とあり、永暦の公験目録に「天元三年官符一通三枚」とある）はもと三



紙より成ったもの、第一紙のみは江戸末期享保以後に寺から近衛家に提出されたまま今日陽明文庫に保存されており、栄山寺には室町頃の抄録本（坪付を主として本文を略す）で行数から考えて原本の始の二紙分と思われるもの（尾欠）と、原本第一紙のみを江戸初期頃に抄録（本文を主とし坪付を略す）したものとがある。従って何れも日附の部分を失っているが、その内容から天禄四年九月の栄山寺並に氏人等の解状によって発せられたものであるからその直後でなければならぬこと、また「権中納言源朝臣保光宣、依_レ請者」とあり、保光は公卿補任によると天元元年十月——永延二年正月の間権中納言であったから、この期間のものであることが解り、また正暦五年九月の栄山寺牒の国衙の田所の勘注、寛弘七年、長和二年、天喜二年、保元三年の文書（原註略・大日本史料掲載の1・4・5・8・12を指す——筆者註）に「天元三年九月十九日官符」として言及又は引用する記事と比較して、また寺蔵の室町頃の写本の端裏書に「天元年中官符宣移_{（号）}」とあることから、天元三年の太政官符に外ならないことが解らう。」

〔参考〕に収載した三者が、天元三年九月十九日の太政官符ないしその（抄）写であることを、従来の論考の中で最も周到に述べられているので、長文であるが引用した。福山氏が主張される如く陽明文庫所蔵の断簡（以下〔参考3〕として引用）が太政官符の正文であるならば大日本史料は網文の次に掲載すべきである。更にそれは尾欠とはいえ実物の残存の少ない太政官符の中で極めて特異な位置を占めることになるであろう。即ち現物の太政官符は現在奈良時代に四例存することが知られているが、いずれも中央の官司宛に出されたものである。平安時代に入ってから延久二年二月廿日（八坂神社文書）・同三年六月廿四日（九条家文書）・永保三年六月七日（厳島神社文書）等十一世紀後半以後のものが残存するのみであるから、〔参考3〕は約二世紀半の空白の中に孤立して存在するわけである。

そこでまず〔参考3〕について検討する。

1 「参考3」(陽明文庫所蔵)の検討 伝来

「参考3」が陽明文庫に伝えられたのは、既に福山氏が述べられているが、正しくは以下の事情による。

元禄末年頃から栄山寺を江戸護国寺の末寺とする動きがあり、これに反対する僧天竜等は宝永二年京都の近衛家に「御先祖之御廟窟、無類之靈山、唯今迄一本寺之処」であるのに「辺土之護国寺末寺罷成事、愈以残念」であるから、栄山寺・御墓山を古来の通り支配され、一本寺として繁昌できるように、近衛家の威光で江戸へ交渉されたいと願った(宝永二年七月廿日僧天竜等訴状 陽明文庫所蔵)。その際に「参考3」は「栄山寺御墓山四至官符」として他の「御墓山殺生禁断長者宣(康和三年十二月四日勸学院政所下文(前欠))」等合計十一通と共に近衛家に持参された。近衛家がその後どのような交渉を持ったかは不明であるが、文書はそのまま近衛家のものとなり、陽明文庫に保存されている。「参考3」の同文庫の標題は「栄山寺御墓山四至官符」(架蔵番号五三九一八)で僧天竜が称したものと同様である。

形態

この後欠の断簡は、縦右側三一・一糎、左側三〇・五糎、横上四八・〇糎・下四八・三糎の一紙で、左切断部分は特別に凹凸があるわけではなく大体真直であるが、紙継目で剥がした一紙分なのか、鋭利な刃物で切断したものかいずれとも判定しえない。継目裏書ないし、継目印は見当らず、端裏書も存在しない。紙質・字体・墨色については、天竜が持参した、天永二年三月 日検非違使序下文や先の勸学院政所下文等の平安時代の正文と比較しても、決定的な難点は見出せない。

印

字面の全面にわたり印影と解しうる朱斑点が分布し、ブロックとしてまとめれば、五行各行上下二顆づつとも見えるが、五行目下段のものは朱を太い筆で擦り払げており、印影としては作偽が感じられる。

印文を読むことは困難であるが、三行目上段のものに()の部分があり、内印の「天皇御璽」の天にあてはめることもできるという程度である。

大きさは、比較的朱の輪郭の明瞭な三行目上段で横六・三糎、縦七糎、同行下段で横六・五糎、縦七糎の測定ができるが、朱斑の分布がまちまちで、同一規模と断定することはできない。

ただ内印とすると、大きさは公式令によって方三寸であり、弥永貞三氏が奈良時代の古文書の印影から実測した数値の八・五糎と比較し、小さすぎるといわなければならぬ。

追筆

18行目(写真後から3行目)の傍書「里」及び20行目(同最終行)の傍書「土」は、いずれも異筆であり、本文の文字に比較し、墨色も薄く、筆勢も弱い。

寛弘三年栄山寺牒の「郡条二里廿一坪二段」(大日本史料に2として引用、四六頁後から三行目)及び寛弘六年栄山寺牒の「郡条二里廿一坪二段」(同3として引用、四八頁最終行)は、刊行後原本調査の機会に恵まれ、追筆であることが判明したので訂正する必要があるが、その追筆の文字と字体・墨色とも一致する。

この他本文についても各所で字が薄くなった所に墨を加えているため、全くの追筆と断定するには慎重な検討が必要であるが、次の二つはそう判定しうる。

8行目「□□条五里二坪五段」、上の二字を擦消し、遂に紙が破れてしまったため空画としたが、上の字は_イが見えるから河である可能性が濃い。上の坪付との間隔が、他に比較して不自然に接近している点も墨入れをしたのでなく追筆であるとの根拠となる。

16行目(写真後から6行目)四至のうち「西限名天川」ともとあったものを、名の上に_タを加えて、字が詰っているため多_タ吳川と読みうるようにしている。

なお6行目「貳町参段」及び17行目(写真後から4行目)「参町玖段百参拾歩」は墨を加えているが、もとの数字擦消して書き換えたものではないようである。

朱点

8行目「廿四坪」、18行目「廿一坪六段」、20行目「六十歩」「六段」「四段」の五箇所に朱点が施されている。朱点のみであるから確言できないが、色調としては、寛弘六年・長元二年・天喜二年の栄山寺牒に加えられた丹勘の字や朱点に近い印象を与える。

以上外形的な検討によって、この文書にはかなりの作為の加えられた可能性を含むこと、しかしながら、平安中期に何らかの機能を果たしていたことが推定できる。

書き止め文言

それではこれ等の追筆を除けば、この断簡は天元三年九月十九日に出された太政官符正文の前半部分となしうであろうか。結論は否である。

それは、この官符の第一項目墓山地の末尾に当る第12・13行目(写真14行目)に「国宜承知、依宣行之」の太政官符としての書き止め文言があるからである。つまりこの太政官符は何箇所かに分かれた土地を栄山寺領となすべく出されたものであり、それぞれ寺領となすべき理由をあげた申請とそれについての決裁とが記される形式をとっている。このような場合、平安時代の太政官符では現在残されている正文或は案文、更には類聚三代格・類聚符宣抄・続左丞抄等の編纂物においても、次のような形をとることが原則である。

太政官符大和国司

応永為栄山寺領田地参百参拾深町陸段事

一、墓山地式百捌拾町

(所在・坪付略)

右、(理由等略) 権中納言從二位 源朝臣保光宣、依請者、

一、西新開貳拾深町陸段

(所在・坪付略)

右、(理由等略) 同宣、依請者、

一、(以下項目略す)

以前、(条事如件) 国宜承知、依宣行之、符到奉行、

(署名)

天元三年九月十九日

「国宜承知、依宣行之」という如き、宛所へ実施を命ずる文言は、総括の「以前……」の後に来るもので、それより前の各項の中で用いられることは、極度の取意文や太政官符ごと引用された場合を除き、少くとも太政官符の原形を伝えるものの中には、他に一例も見い出すことができないのである。

以上文書の形式的な面の検討によって、天元三年太政官符正文とすることはできないことが明らかになった。

内容的な矛盾

(一) 墓山地内の水田貳町参段と坪付で示された面積の合計一町二段三三〇歩とが合わない。追筆の五段を加えても足りないことには変りはない。更に寺司并氏人等が申請した墓山地内の水田一町余とも一致しない。

(二) 藤原武智暦公墓山に養老年中篠丁十二人を給し墳墓を守らせたとあるが、彼の薨年は天平九年で、養老は生存中である。

(三) 西新開の西の堺が名天川であるが、これは紀伊国の名手川と考えられるが、大和国から二〇程程離れている。

2 「参考1」(栄山寺所蔵室町時代の写し)の検討

この断簡は「参考3」よりも多くの坪付を伝えているが、「参考3」の残っている部分の項目・坪付はそのままである。しかし「参考3」の単なる写しでないことは、第一項の説明部分が省かれていることから明らかである。そこで天元三年に出された太政官符の忠実な写しである可能性も残されているので、形式と内容の面から検討する。

形式

〔参考3〕から省略された説明部分は、第一項墓山地にのみ関することであるから、これを後欠の部分にまわすことは、官符構成の形式上できないはずである。

内容的矛盾

8行目第一項墓山地の水田坪付の最後の「河南三条五里二坪五段」は、〔参考3〕では追筆が加えられ更に擦消されたものを、一筆で河南三条と書いている。しかしこれでは地域的な矛盾を犯すことになる。大和国宇智郡の条里については別稿で考証している⁶⁾ので、その結論によって述べるが、河南条は吉野川の南に位置し、一方墓山地は「南限吉野川」と四至に記された如く、同河の北の地域だからである。

このような位置的な矛盾は第16行の第二項西新開の水田坪付の末尾「重坂条三里廿三、廿四、卅六坪、佐味条五里卅一坪」についても同様で、西新開は内(宇智)川の西の地域を指すのに、この四ヶ坪は同川の東に位置している。

次に西新開田の水田は参町玖段百参拾歩と書かれながら、坪付の面積の合計は六町六段二百歩となり、超過していることも内容的矛盾としてあげなければならない。

以上によって〔参考1〕についても、問題点があり、このように矛盾のある官符が出されたとは考えられないから、天元三年官符の忠実な写しとすることはできないとの立場に立たざるを得ない。

3 〔参考2〕(栄山寺所蔵江戸時代の写し)について

これは〔参考3〕の第一項だけで、しかも坪付部分を省略したもので、独自の内容は何もない。それ故〔参考3〕が天元三年官符として否定された以上、これについても同様である。

この写しが作られたのは、おそらく宝永二年に僧天竜によって〔参考1〕が持出された事と関係があるであろう。同時に持出された前欠の康和三年十二月四日勸学院政所下文も同様にルビを付した写しが作られて

いるからである。

以上現在残されている天元三年太政官符の諸本を検討した結果、いずれも形式・内容に疑わしい点があつて、これ等を天元三年に出された太政官符の原本あるいはその忠実な写しとすることはできないという結論に達せざるを得ないのである。

それではそもそも天元三年九月十九日に太政官符は実際に出されたのであろうか。

二 天元三年九月十九日太政官符の改作

1 天元三年九月十九日官符の存在

天元三年九月十九日の日付をもつ太政官符は、栄山寺領の形成にとつて重要な意味を持ち、平安時代寺領を維持するための最も基本的な公験の一つとして扱われたことは、大日本史料に引用した如くである。しかし院政期承徳二年八月十五日の栄山寺別当実経置文案以後のものは、この官符の存否を検討するさし当てる対象から除くべきであろう。

年代的に最も近くて、この官符に言及したものは、天元三年から十四年後の正暦五年九月九日栄山寺牒である。

即ち寺家所領田畠の収公を免除することを申請した坪付の各所で天元三年九月十九日官符は照合されており、更に文書の袖の国勘に引用された官符の中の「天元」は欠失部分のうち横二本棒迄が見え、三年と読み得るのである。

ここで照合された天元三年官符はいかなるものであろうか。正暦五年栄山寺牒には、官符・国判を副えたところから、栄山寺が提出したものであろうか。私はその可能性を認めるものではあるが、太政官符は大和国司宛に出されている筈であるから、大和国衙はこの正文ないし案文を保管して、照合に当たったことも考えられる。

もっとも坂本賞三氏が明らかにされたように、当時大和国では図帳の朽損が甚しく、国衙の文書保管も十全ではなかったと思われる。このよ

うな状態に立ち至った平安中期以後、文書は宛所よりも受益者のところへ伝達保存されることは鈴木茂男氏が述べられたところである。

正暦五年栄山寺牒と照合された天元三年九月十九日官符は、それが国衙保管のものであれば問題なく、栄山寺提出のものであっても大和国衙で正当なものとして認められ、寺領免除の根拠となったのである。それ故この日付で栄山寺領に関する太政官符が出されたことは否定できない事実であると云えよう。僅か十四年の間に全くの偽文書が作成され、それによって国衙が多く、寺領の収公免除を行なうということは、栄山寺と国衙が深い関係を持って結託することなしには不可能である。当時の国司は橘師房であり、栄山寺の檀越藤原南家との関係はないので、そのようなことを考える必要はないであろう。

2 原太政官符と現存太政官符の改作

そこで正暦五年栄山寺牒で照合された天元三年九月十九日太政官符は、現存する太政官符とどのような関係にあるのかを検討しよう。

永祚二年から康平二年にかけて、栄山寺牒で天元三年官符と照合された坪と寺家申請面積及び寛弘七年民部省勘注に天元三年官符で寺領化されたと書かれている坪と面積とを、現存天元三年太政官符のそれとを対照させたのが末尾の表である。

大日本史料では分量の関係もあって、天元三年と明記されたもの及び同一文書内の前後の関係から考証することなく容易にそう判断できるものに限って引載したが、ここでは以下の行論の必要上、一度でも天元三年官符と関係のあった坪は全部書き上げて対照することにする。

この期間は栄山寺領の拡大が活発に行なわれ、その中で天元三年官符として引用されているものも、その内容が異なっている。それは寺領の拡張と対応しているのである。

対照表の中で現存太政官符と坪付・面積ともに最も一致するのは、天喜二年栄山寺牒である。この牒は他の年のものと異なり、寺家が免除を申請した坪と面積の下に、それぞれ何年の官符により寺領化されたもの

かを明記したものである。それ故これは栄山寺がその時所有していた官符に基いて書かれたわけである。これ等の坪と面積が現存太政官符のそれとほとんど完全に一致していることは、天喜二年迄に現存太政官符が栄山寺のものとなっていたことを表わしている。

次に坪付の一致がほぼこれに匹敵するのは寛弘七年民部省勘注である。この勘注は面積について一段未滿の端数を切捨てることが多いため、一段以下の差が生じているところはいくつかある。しかし何よりも注目すべきことは、概括的に見て寛弘七年以後に現存官符との一致の割合が、それ以前に比較し高くなり、寺領の面積が拡大していることである。これは中央での寺領認定である民部省勘注が、現存太政官符をふまえて栄山寺領形成の重要な挺子となったことを表わしているといえよう。

さて問題の正暦五年栄山寺牒ではどうか。両者の参差はかなり大きく現存太政官符とは別の原太政官符を想定しなければならない程である。即ち現存太政官符に存在する三ヶ坪のうち原太政官符に見えぬ坪は、

佐味条五里卅一坪

重坂条三里廿三坪・廿四坪・卅六坪

郡条二里廿一坪

河南三条五里二坪（墓山地内のもの）・十六坪・十七坪の八ヶ坪である。

原太政官符に存在して、現存太政官符に見えぬものは、

佐味条七里十三坪・卅六坪

重坂条五里一坪・十二坪

真土条八里卅一坪

郡条二里二四坪西辺

河南三条五里二坪北辺・同坪東辺・十二坪西辺瓮口

同条里一里許行山中田・同里北辺谷田・蓮田・平井田・興田・

松前并南田・六里（廿六坪西辺）鏡田

の十六ヶ坪である。

このうち河南条については現存太政官符に欠失部分があるが、「参考1」の配列の字配りを考慮し、先に想定したところから天喜二年牒の記載を現存太政官符に基づくものとの立場に立つと、蓮田・平井田・興田はその欠失部分に記されていたと推定できるので少くとも三ヶ坪を減ずることができる。しかし一致せぬ坪が寛弘七年以後の牒に比較して多く、質的な差があるであろうことは否定し得ないであろう。

つまり現存官符に記されながら、正暦五年に寺領として申請されず、原太政官符と照合されなかった八ヶ坪は、寛弘七年民部省勘注において全部が出現し、しかも一例を除いて面積まで一致し、天元三年九月十九日官符により寺領化されたとなっているのである。しかし、それ以前にあったのは、正暦五年ばかりでなく他の年であっても、申請されないか、申請されても天元三年官符による根拠づけはされていないのである。具体的には、

佐味条五里卅一坪・重坂条三里廿三坪・廿四坪・河南三条五里二坪（墓山地としての⁽¹⁰⁾）は、この間全く申請されない。

郡条二里廿一坪は長保四年・寛弘三年・同六年牒で追筆で申請されたことになっており、元来は申請されなかった。

河南三条五里十六坪もこの間の唯一の申請である寛弘三年牒で、その位置が数字を記した坪から離れていて変則的で墨色もうすく、「官符合」の丹勘も擦消しに近く、追筆と思われる。

河南三条五里十七坪も寛弘三年牒でしか申請されていないが、これも十一坪の一を七に書き変えたもので、元来は申請されなかった。

重坂条三里卅六坪は唯一の申請である寛弘三年牒で「省勘合、無」と朱注されている。この牒では省図で勘合した場合でも、官符のある時は、その下に「官符合」「官符」と注記するが、この坪には「無」（無色無図）であり、官符の存在が知られなかった——当時はなかった——ことを示している。

ここで注目すべきは、先に指摘した地域的矛盾を犯していた佐味条五

里卅一坪・重坂条三里廿三坪・廿四坪・卅六坪・墓山地としての河南三条五里二坪が全部この原太政官符には存在しなかったということである。

以上のことから栄山寺は、これ等の八ヶ坪を寺領にとり込むために、栄山寺牒に追筆をしてまで免除されたことにし、また太政官符には地域上・面積上の矛盾を犯しても書き加えて、現存太政官符を改作したとの仮説が提出できるであろう。

それでは栄山寺はいつ、いかなる因縁によって現存太政官符の作成を行ったのであろうか。

寛弘七年民部省勘注は、栄山寺の檀越である藤原南家の氏長者的立場にある民部卿藤原懷忠が署名したものであるが、これは当時の大和守で彼の息子の輔尹と栄山寺の三者が結託し、それまでの栄山寺領の拡大を合法化し、寺領の確立にとって重要な役割を果たした。それと併行して天平神護元年九月二十二日の太政官符が偽作されたことは既に米田雄介氏が明らかにされたところである。この天元三年官符もこの頃相呼応して改作されたものと思われる。佐味条七里十三坪及び卅六坪は、正暦五年の寺牒丹勘の際に天元三年官符と照合されているから、原太政官符に記されていた筈であるが現存太政官符には見えない。一方偽作された天平神護元年官符及び民部省勘注にも同年官符によるとして記されている。

このことは二つの坪の寺領化の年代を天元三年から天平神護に遡らせる作業を、三者ともに矛盾のないように辻褃を合せて行なったことを表わしている⁽¹¹⁾と判断される。

註

(1) 刊行された史料集では、『五条市史』が下巻所収栄山寺文書第三号で「参考3」を主としてそれに「参考1」を加えた形で編集しており、『平安遺文』は二巻の三一八号で「参考1」と「参考2」を加えて編集し、同巻一〇の四九〇七号に「参考3」を収めている。しかし問題点が多いため、それぞれの原

形を明示することが必要と考え三者を編集せずそのまま掲載した。

- (2) 1 天平勝宝二年二月廿六日太政官符(宮内省宛) 奈良玉井久次郎氏旧蔵文書

2 宝龜三年正月十三日太政官符(神祇官宛) 京都吉田家旧蔵 石川県

桜井慶一郎氏所蔵

3 宝龜三年五月廿日太政官符(神祇官宛) 同前旧蔵 石川県宮本長則氏所蔵

4 宝龜三年十二月十九日太政官符(神祇官宛) 同前旧蔵 天理図書館所蔵

1は『大日本古文書』編年2部二十五・二頁に所収。2・3については弥永貞三「大伴家持の自署せる太政官符について」石川県教育委員会、4については田中卓「新たに世に出た『宝龜三年太政官符』」日本上古史研究一卷十二号の紹介がある。

(3) この他検討すべきものに、東南院文書第一櫃第七卷延暦廿三年九月廿二日太政官符(『大日本古文書』東大寺文書之一 二三八頁、平安遺文巻八の四二九五号所収)がある。この文書は第一行に欠損があり官の字しか読めず、内容から宛所は寺である可能性が強いが、署名と日付の順序は太政官符の形式になっている。しかし書き止め文言は官符として他に例を見ないのであるの一応除外した。

(4) 弥永貞三「大伴家持の自署せる太政官符について」

(5) 栄山寺所蔵永暦元年十月廿日栄山寺領公驗奉納目録に

東屋庄公驗一卷 天元年官符・保元三年官符
平治元年官符

とあって、天元年に紀伊国東屋庄に關連した官符が出されており、その東屋庄は、陽明文庫所蔵栄山寺文書平治元年五月 日記伊国庁宣に、
庁宣 留守所

可早為栄山寺領那賀郡名手郷長田上同下神前參簡村字東屋庄事
右件庄者寺家根本領也、(下略)

とあるから、名手郷内に存在し、名天川はその中を流れる名手川を指すものと考えられる。こうして栄山寺は大和国から吉野川に沿う下流の紀伊国東屋庄西境に及ぶ一円の地を寺領として主張していたことになる。

(6) 岡田隆夫「大和国宇智郡の条里をめぐる」『続日本古代史論集』下巻

(7) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』三八〇三九頁

(8) 鈴木茂男「文書の宛所について」史料編纂所研究会第二二四回 要旨は東京大学史料編纂所報四

(9) 正暦五年栄山寺牒より更に古い永祚二年栄山寺牒においても、官符照合が行なわれている。何年の官符かを明記していないが、末尾の対照表で判然とするように天元年三年官符である。それも寛弘七年栄山寺領民部省勘注や天喜二年栄山寺牒に引かれた天元年三年官符より、むしろ正暦五年栄山寺牒で照合された天元年三年官符とよく合致することが読みとれる。このことは正暦五年から更に五年遡って、僅か十年前の天元年三年官符の実存を主張できる史料が存在することを意味し、本文の推定を強めるものである。

(10) 原本の年号は長和二年十一月二十五日であるが、「和二」の文字は破損の所に加筆したものであり、長保四年が正しいことを、米田雄介「栄山寺領と南家藤原氏」(日本歴史二二三号)が論証している。栄山寺文書の批判については負うところが多く、以下米田氏の説はこれによる。

(11) 同様に他の官符と辻褄を合わせるために削除したものに重坂条五里一坪、十二坪がある。これは寛弘六年十二月廿八日太政官符(色川本)によって寺領化されたためであろう。

以上のことは原太政官符に八ヶ坪を加えて寺領化するために、十六ヶ坪を削除し現存太政官符をわざわざ作成したという結論の奇異な感じをいくらか消すことになるのであろう。即ち四ヶ坪は他の官符への肩代りによって、寺家が実質的に失うものではない。更に河南条については、天喜二年栄山寺牒に記されていた蓮田・興田・平井田の他に、寛弘七年民部省勘注に天元年三年官符によると記されている(河南三条五里)北辺谷田・六里鏡田も現存太政官符の欠失部分に記されていた可能性が非常に高いから、残るところは七ヶ坪であり、河南条の表記のずれを考慮すれば寺家が削除したものは更に減ずる可能性が残されるのである。一方真土条八里卅一坪の如く、他に一度も申請されていない坪があり、これは寺家が必要と認めないためか、既に寛弘七年以前に寺領としての経営を断念したためと考えられる。これにひきかえ栄山寺が太政官符の根拠を持たないにもかかわらず、繰返し申請し寺領として維持しようと努力した八ヶ坪こそが、他の寺領に接近している等の利点から寺家にとって重要であったのであろう。

	永承5年牒		天喜2年牒		康平2年牒	
	申請面積	丹 勘	申請面積	公 驗 丹 勘	申請面積	丹 勘
(1)						
(2)	5,000	寺 4,100	4,100	天元 3. 9.19官符 官符合	5,000	寺合
(3)	3,000	寺	4,190	同年月日 官符 官符合		
(4)	2,000	寺	3,000	天平神護元 9. 23官符 官符合	2,000	寺合
(5)	3,000	寺	2,000	同年月日 官符 官符合	1,000	寺合
(6)	3,000	寺 2,040	2,040	天元 3. 9.19官符 官符合		
(7)	2,000	寺	2,000	天元 3. 9.19官符 官符合	2,000	寺合
(8)	5,000	寺	6,000	天平神護元 9.23 官符 官符合	5,000	寺合
(9)	4,000	寺	4,100	同年月日 官符 官符合	4,000	寺合
(10)	5,000	寺	5,110	同年月日 官符 官符合	4,000	寺合
(11)			7,000	同年月日 官符 官符合	2,000	寺合
(12)			5,000	天元 3. 9.19官符 国判寺	9,000	
(13)			6,000	同年月日 官符 官符合	6,000	
(14)			5,020	同年月日 官符 官符合	5,000	
(15)			1,0,000	天元 3. 9.19官符 官符合	1,0,000	寺合
(16)		欠	1,0,000	同年月日 官符(寛弘)官符合	7,000	寺合
(17)			5,000	同年月日 官符(寛弘)官符合	3,000	寺合
(18)					8,000	寺合
(19)			2,300	同年月日 官符(寛弘)官符合	8,000	寺合
(20)						
(21)	3,000	寺	3,060	天元 3. 9.19官符 官符合	3,000	寺合
(22)	4,000	寺	6,000	同年月日 官符 官符合	3,000	寺合
(23)	5,000		4,000	同年月日 官符 官符合	4,000	寺 3,000
(24)						
(25)			6,100	同年月日 官符(天元)官符合	2,000	寺合
(26)			6,000	同年月日 官符 官符合	6,000	寺合
(27)						
(28)			8,190	同年月日 官符(天元)官符合	8,000	寺合
(29)		欠	,120	同年月日 官符 官符合		
(30)						
(31)			6,030	同年月日 官符(天元)官符合	4,000	寺合
(32)			1,020	同年月日 官符(天元)官符合		
(33)			5,000	天元 3. 9.19官符 官符合		
(34)	5,000		5,000	天元 3. 9.19官符 官符合	5,000	寺合
(35)	8,000	寺	8,070	同年月日 官符 官符合		
(36)					8,000	寺合
(37)						
(38)	7,000	寺 6,000	8,000	寛弘 6.12.28官符 官符合	6,000	寺 6,000
(39)	7,000	寺	1,0,000	同年月日 官符(天元)官符合	7,000	寺合
(40)	2,000	寺	6,000	同年月日 官符 官符合		
(41)						
(42)			2,000	同年月日 官符(天元)官符合		
(43)	3,000	寺	4,290	同年月日 官符 官符合	1,000	寺合
(44)	3,000	寺	2,000	同年月日 官符 官符合		
(45)			2,000	同年月日 官符 官符合		
(46)	6,000	不注	6,000	天元 3. 9.19官符 官符合		
(47)	8,000	不注	9,000	同年月日 官符 官符合		
(48)						
(49)	3,000	寺	5,000	同年月日 官符(天元)官符合	1,000	寺合
(50)	2,180	寺	2,120	同年月日 官符 官符合		
(51)						
(52)	1,000	寺	1,000	同年月日 官符(天元)官符合	1,000	寺合
(53)	1,000	寺	1,000	同年月日 官符 官符合	1,000	寺合
(54)			,300	同年月日 官符 官符合		
(55)			2,060	同年月日 官符 官符合		
(56)	1,000	寺	2,180	同年月日 官符 官符合		
(57)						
(58)	6,000	寺	5,000	永延 3. 4.26官符 官符合	2,000	寺 2,000
(59)						
(60)	4,000	寺	4,000	同年月日 官符(永延)官符合	2,000	寺合
(61)			4,000	同年月日 官符(天元)官符合		
(62)						
(63)						
(64)						

註 丹勘のうち見作に関する
部分は除いた。
* 追筆のもの

付記 最近栄山寺所蔵の文書の一部は国の所有となった。

	治安元年牒	万寿2年牒	長元2年牒	長久2年牒	永承元年牒
	申請面積 丹 勘	申請面積 丹 勘	申請面積 丹 勘	申請面積 丹 勘	申請面積 丹 勘
(1)		2,240 同符 2,100 (寛弘)			
(2)	5,000 寺合	6,300 天元3年官符 4,100	5,000 官符 4,100	5,000 寺合	5,000 官符合
(3)	3,120 寺合	5,300 同符 4,190	3,000 官符合	3,000 寺合	3,000 符合
(4)	2,000 寺合	3,000 天平官符 5,000	5,000 先判 3,000 官符合	2,000 寺合	2,000 官符合
(5)	5,000 寺合	3,000 同符合	3,180 官符合 5,000	欠	2,000 符合
(6)	2,000 寺合	2,100 天元3年同符 2,040	3,000 官符合	2,180	3,000 符合
(7)	1,180 寺合	1,120 同符 2,000	1,120 官符合	1,120	1,000 官符合
(8)	5,180 寺合	5,180 天平符 6,000	5,180 官符合 6,000	5,180 寺合	5,000 官符合
(9)	4,000 寺合	4,300 同符 7,000	4,000 官符合 7,000	4,000 寺合	4,000 官符合
(10)	5,100 寺合	5,000 同符 5,110	5,100 官符合	5,100 寺合	5,000 官符
(11)	1,0,000 寺合	7,300 同官符合 1,0,000	7,000 官符合 1,0,000	2,000 寺合	2,000 官符
(12)			9,000 先判合・官符合	5,000 寺注	9,000 先判已・符合
(13)		7,000 同符 9,000 (寛弘)	6,000 官符合	6,300 図	6,000 官符合
(14)		5,000 同符合 (寛弘)	5,000 官符合	6,000 無図	5,000 官符合
(15)		6,180 同符 1,0,000(天平)			
(16)	7,000 寺合	1,0,000 同符合 (寛弘)	1,0,000 官符合	1,0,000 寺合	1,0,000 官符合
(17)	4,000 寺合	2,000 天元3年符 5,000		3,000 寺合	
(18)	3,000 寺合	1,000 寛弘6年符 2,000		3,000 寺 1,320	
(19)	3,000 寺合	7,000 同符 9,000	9,000 官符合	9,000 寺 2,000	9,000 符 8,000
(20)	3,000 寺合		9,000 官符合	9,000 寺 8,180	9,000 符合
(21)	3,060 寺合	3,180 天元3年符 3,060	3,000 官符合	3,000 寺合	3,000 符合
(22)	4,000 寺合	3,120 同符合 6,000	4,000 官符合	3,000 寺合	4,000 符合
(23)	2,000 寺合	2,200 同符 4,000	3,000 官符合		3,000 符合
(24)				{ 5,000 寺合*	
(25)	9,000 寺合	8,000 天元3年官符 6,100	2,000 官符 6,100	{ 2,000 寺合*	2,000 官符合
(26)	4,000 寺合	6,240 同符 2,000	6,000 官符合	5,000 注寺已	6,000 官符合
(27)		2,000 同符 1,120			
(28)	8,000 寺合	9,300 同符 8,190	8,000 官符合	8,000 同寺已	8,000 官符合
(29)					
(30)	3,180 寺合	7,000 同符合 7,120			
(31)	5,000 寺合	5,000 同符 4,040	6,000 官符合	7,000 寺注已	9,000 官符
(32)		2,000 同符 1,020			
(33)	5,000 寺合	5,000 天元3年官符合		7,000 寺合	
(34)			5,000 官符合		
(35)	5,120 寺合	8,000 同符 8,070	8,000 官符合・先判合	2,000 寺 2,000	8,000 官符合
(36)	1,180 寺合	2,000 永延3年符合			
(37)	1,000 寺合	1,180			
(38)	7,000 寺合	8,000 寛弘6年符合	7,000 官符合	8,000 寺 6,000	7,000 符 8,000
(39)	5,000 寺合	1,0,000 天元3年官符 1,0,000	1,0,000 官符合	1,0,000 寺合	1,0,000 官符合
(40)	4,000 寺合	6,000 同符合	6,000 官符合	2,000 寺合	6,000 符合
(41)	,120 寺合	1,000 同符 ,180			
(42)					
(43)	3,000 寺合	4,000 同符 4,290	6,000 官符合	2,000 寺合	4,000
(44)	3,120 寺合	3,000 同符 2,000	3,000 官符合	2,000 寺合	3,000 符合
(45)	2,120 寺合	1,200 同符 1,000			
(46)			6,000 官符合		6,000 符合
(47)	6,000 寺合		8,000 官符合		8,000 官符合
(48)	4,000 寺合	4,000 同官符合			
(49)	3,000 寺合	3,000 同符合	3,000 官符合	2,000 寺合	3,000
(50)	2,000 寺合	2,000 同符 2,120	2,000 官符合	2,000 寺 1,120	2,000 符合
(51)	4,000 寺合	5,000 同符合		3,000 無図	
(52)	1,000 寺合	1,000 同符合	1,000 官符合	1,000 寺合	1,000 符合
(53)	1,000 寺合	1,000 同符合	2,000 官符合	1,000 寺,240	1,000 符合
(54)	1,000 注寺,300	,300 同符合		1,000 寺,300	
(55)	1,000 寺合	1,000 同符 2,060		1,000 寺合	
(56)	1,000 寺合	1,000 同符 2,180	2,000 官符合	1,000 寺合	1,000 官符合
(57)					
(58)	5,000 寺合	5,300 永延3年官符 2,000	6,000 先判合・官符合	5,000 寺 2,000	6,000 官符合
(59)		2,000 同符合			
(60)	3,120 寺合	4,000 同符合	4,000 官符合	2,180 寺合	4,000 符合
(61)					
(62)					
(63)					
(64)					

	寛弘7年民部省勘注		長和2年課		寛仁元年課	
	面積	公驗	申請面積	丹勘	申請面積	丹勘
(1)	3,000	天元3.9.19官符				
(2)	5,000	同上	5,000	天元3-9月19日官符 4,100	5,000	官符 寺合
(3)	4,000	同上	6,190	同符 4,190	4,200	官符 寺合
(4)	5,000	天平神護元9.23官符	4,000	天平神護元一符合	2,000	官符 4,160 省合 2,080
(5)	5,000	同上	5,200	天元3-官符 5,000「天平神護元一符 5,000」	5,000	省寺合 5,180
(6)	2,100	天元3.9.19官符	2,180	同符 2,030	2,200	省 図 1,230 寺合
(7)	2,100	同上	1,180	天元3-官符合	1,180	寺合 2,000 省 1,180
(8)	6,000	天平神護元9.23官符	5,180	天平神護元一符合	5,200	官符合 寺合 5,180
(9)	5,000	同上	7,000	同符合	4,000	省 4,120
(10)	5,100	同上	5,100	同符合	5,180	寺合 5,100 省不注
(11)	1,0,000	同上	1,0,000	同符合	1,0,000	官符合 1,0,000 省 図 8,012
(12)	6,000	同上				
(13)	6,000	天元3.9.19官符				
(14)	5,000	同上				
(15)	1,0,000	同上	1,0,000	同符合(天元)		
(16)	1,0,000	寛弘6.12.28官符	1,0,000	寛弘6-12月28日官符合	1,0,000	符合 省 7,160
(17)	5,000	同上	3,000	天元3-官符合	2,000	符合 省 4,270
(18)			2,000	同符合「寛弘-6」	1,120	符合 注 図 寺
(19)	9,000	寛弘6.12.28官符	9,000	同符合	9,000	同符合 省 図 8,000
(20)	9,000	同上	9,000	官符合	9,000	省 図 ,180
(21)	3,000	天元3.9.19官符	3,240	天元3-官符 3,060	3,180	官符合 3,000
(22)	6,000	同上	4,000	同符合	4,000	同官符合 5,000
(23)	4,000	同上	4,000	同符合	2,000	同官符合 3,000
(24)						
(25)	8,000	天元3.9.19官符	8,000	天元3-9月19日官符 6,100	8,000	{ 官符合
(26)	4,000	同上	5,000	同符合		{ 本田 8,256 寺合 8,000
(27)					8,100	{ 官符合
(28)	8,200	天元3.9.19官符	8,200	同符合(天元)		{ 本田 1,1,180 寺合 8,100
(29)			1,000	同符合	1,000	{ 官符合 寺合 1,000
(30)	6,000	寛弘6.12.28官符	6,200	同符合		{ 本田 1,180 寺合 5,100
(31)	6,000	天元3.9.19官符	5,350	天元3-官符 5,040	6,100	本田 8,200 { 先5,040 官符合
(32)	1,000	同上	2,180	同符 2,020	1,120	官符合 寺合 1,180
(33)	5,000	天元3.9.19官符	5,000	天元3年官符合	5,000	天元3一符合已
(34)	5,000	同上				
(35)	8,000	同上	8,000	同符合	8,000	官符合已 寺 已
(36)			2,000	同符合	2,000	同符 寺合
(37)			1,180	同符合	1,000	同符 寺合
(38)	7,000	寛弘6.12.28官符	8,000	寛弘6年官符合 7,000	7,200	官符合 注 寺
(39)	1,0,000	天元3.9.19官符	1,0,000	天元3年官符合	1,0,000	同符 寺合已
(40)	6,000	同上	6,000	同符合	6,000	同官符 寺合
(41)			1,000	同符 ,180	1,000	同符,300 寺合
(42)	2,000	天元3.9.19官符				
(43)	4,000	同上	5,000	同符 4,290	3,000	符合已
(44)	2,000	同上	5,000	同符 3,000	3,000	同符 寺合 3,120
(45)	2,000	同上	1,300	天元3-官符 1,200	2,000	符合已
(46)	6,000	同上	1,000	天元3-官符合		
(47)	9,000	同上	3,000	同官符合		
(48)			4,000	同官符合	4,000	天元一3年官符合
(49)	2,000	天元3.9.19官符	5,180	同符 5,000	3,000	同符合 2,300
(50)	2,000	同上	3,000	同符 2,120	2,000	同符合 2,120
(51)	6,000	同上	6,000	同符合	6,000	官符合 図注寺
(52)	1,000	同上	1,000	同符合	1,000	同符 寺合
(53)	1,000	同上	1,000	同符合	1,000	同符 寺合 ,340
(54)	1,000	同上	1,000	同符	1,000	符合 ,300
(55)	2,000	同上	2,180	同符 2,060	2,000	同符 寺合 2,100
(56)	1,300	同上			1,000	同符 寺合 2,060
(57)						
(58)	5,000	永延3.4.26官符	5,000	無色	2,000	官符合
(59)	2,000	天元3.9.19官符	3,000	天元3-官符 4,000		
(60)	{ 4,000	天元3.9.19官符	5,000	天元3-官符 4,000	4,000	同官符合 4,180
(61)	{ 4,000	永延3.4.26官符	2,000	同符(天元)		
(62)			8,000	同符		
(63)						
(64)						

	正 暦 5 年 牒	長保4年牒	寛 弘 3 年 牒	寛 弘 6 年 牒	寛弘6年
	申請面積 丹 勘	申請面積	申請面積 丹 勘	申請面積 丹 勘	官 符
(1)					
(2)	4,100 天元3年9月19日官符合	5,000	5,000 先判合 {天元4年官符 4,000}	5,000 天元3-官符	
(3)	4,190 同官符合	4,000	4,190 先判合 官符合	4,190 同符	
(4)		2,000		4,000 同符	
(5)	2,030 同官符	5,000	3,000 先判合 官符合	5,180	
(6)	2,030 同官符合	6,090	2,040 先判合 官符合	2,040	
(7)	3,000 本田 1,180 注園寺田	2,000	3,000 先判合 官符合	1,180	
(8)	4,000 注省合園寺田	5,000	4,000 先判合	5,180 同符	
(9)	4,000 注省合園寺田	7,000	4,000 先判 省勘合	7,000 同符	
(10)	4,000 注省合園寺田	5,100	4,000 先判 3,026 省勘合	5,080 同符	
(11)	7,000 天元3年官符	1,0,000	8,000 先判 6,206 官合	1,0,000	
(12)					
(13)					
(14)					
(15)					
(16)	1,0,000 {天元3年官符合 「天平神護元.9.23官符」}	面積記入無し	1,0,000 先判合 省勘合無 官符合	1,0,000	1,0,000
(17)	3,000			4,180	5,000
(18)			2,000 官符合	2,000	
(19)	9,000 官符合		9,000 官符合	9,000	2,300
(20)			3,000 無	9,000	
(21)	3,060 同官符合	3,000	2,000 先判合 官符合	3,000	
(22)	6,000 同官符合	4,000	3,000 先判合 2,000 官符合	3,000	
(23)	4,000 同官符合	2,000	4,000 先判合 2,000 官符 4,000	3,000	
(24)	2,240 同官符合				
(25)		2,000*	2,000* 官符合*	2,000* 同符合*	
(26)	6,100 天元3年官符合	6,000	8,100 先判合 4,000 官符 6,100	8,000 天元3-官符	
(27)	2,000 同官符合		2,000 先判合 官符 2,000	2,000	
(28)	8,190 同官符合	9,000	8,190 先判合 官符合	8,100	
(29)	1,120 同官符合	1,000	1,180 官符合	1,180	
(30)					6,000
(31)	4,040 同官符合	5,000	6,100 先判合 官符合	5,000 天元3-官符	
(32)	1,020 官符合	1,120	1,120 官符合 1,120	1,180	
(33)	5,000 官符合	5,000	5,000 官符合	5,000	
(34)					
(35)	8,070 官符合	6,000		8,000	
(36)	2,000 官符合			2,000	
(37)	1,180 官符合	} 3,000		1,180	
(38)			8,000 官符合	8,000	8,000
(39)	1,0,000 官符合	1,0,000	1,0,000 先判 9,200	1,0,000	
(40)	6,000 官符合	6,000	6,000 官符合	6,000	
(41)	,180 官符合	1,000		,300	
(42)	2,000 官符合				
(43)	4,290 官符合	3,000	2,000 先判 2,000 官符合	3,000	
(44)	2,000 官符合	3,000	1,000 官符合	2,000	
(45)	1,000 官符合	1,000	1,000 官符合	1,120	
(46)			3,000* 官符合		
(47)			1,0,000*		
(48)	4,000 官符合	4,000	4,000 官符合	4,000	
(49)	3,000 官符合	3,000	3,000 官符合	3,000	
(50)	1,120 官符合	2,000	欠	1,120	
(51)	2,000 官符合		2,000 先判合 官符合	2,300	
(52)	1,000 官符合	1,000	1,000 先判合 官符合	1,000	
(53)	1,000 官符合	1,000		,240	
(54)	,300 官符合	1,000	,300 先判合 官符合	,300	
(55)	2,060 官符合	1,000		2,000	
(56)	2,180 官符合	1,000		2,000	
(57)	1,060 官符合				
(58)	2,000 官符合 5,000官符合(永延)	2,000	2,000 先判合 官符	2,000	
(59)	4,000 官符合				
(60)	4,000 官符合	4,000	4,000 先判合 官符合	4,180	
(61)					
(62)			8,000 先判 官符合		
(63)			1,000 先判合 官符合		
(64)			2,000 先判合 官符合		

天
元
三
年
太
政
官
符
関
係
坪
付
対
照
表

	天平神護 元年官符	天元3年官符		永延3年 官符	永祿2年課	
		地域区分	面積		申請面積	丹 勘
(1) 佐味条 5里 31坪		西 新 開	3,000			
(2) 7里 10		墓 山 地	4,100		5,300	官 符 合
(3) 11		同 上	4,190		4,190	官 符 合
(4) 12	5,000					
(5) 13	5,000				2,030	官 符 合
(6) 14		墓 山 地	2,040		2,030	官 符 合
(7) 24		同 上	2,000		2,070	
(8) 25	6,000				3,330	寺
(9) 26	7,000				4,180	寺
(10) 28	5,110				3,026	寺
(11) 36	1,0,000				6,206	官 符 合
(12) 重坂条 3里 13						
(13) 23		西 新 開	6,000			
(14) 24		同 上	5,020			
(15) 36		同 上	1,0,000			
(16) 5里 1						
(17) 4					3,000	官 符 合
(18) 11						
(19) 12						
(20) 13						
(21) 真土条 8里 28		西 新 開	3,060		3,060	官 符 合
(22) 29		同 上	6,000		2,000	官 符 合
(23) 30		同 上	4,000		2,100	官 符 合
(24) 31					1,000	官 符 合
(25) 郡 条 2里 21		西 新 開	6,100			
(26) 24		同 上	6,000		4,000	官 符 合
(27) 同坪西辺					2,000	官 符 合
(28) 25		西 新 開	8,200		9,000	官符 8,190
(29) 同坪南辺		同 上	1,120			
(30) 26						
(31) 36		西 新 開	6,040		4,100	官 符 合
(32) 同坪南辺		同 上	1,020			
(33) 河南3条5里北辺1坪		高栗栖牧地	5,000			
(34) 2 {		墓 山 地	5,000			
(35) 高栗栖牧地		高栗栖牧地	8,070		7,000	官 符 合
(36) 2坪北辺						
(37) 同坪東辺					1,000	官 符 合
(38) 3						
(39) 11		高栗栖牧地	1,0,000		9,200	官 符 合
(40) 12		同 上	6,000		5,000	官 符 合
(41) 同坪西辺釜口					,300	官 符 ,180
(42) 13		高栗栖牧地	2,000			
(43) 14		同 上	4,290		2,000	官 符 合
(44) 15坪垣内		同 上	2,000		2,000	官 符 合
(45) 同坪南谷		同 上	2,000		1,000	官 符 合
(46) 16		同 上	6,000			
(47) 17		同 上	9,000			
(48) 同条里1里許行山中田					3,000	官 符 合
(49) 同坪(里)北辺池内		高栗栖牧地	欠		3,000	官 符 合
(50) 同 池 尻		同 上	2,120		1,160	官符 1,120
(51) 同坪北辺谷田					2,000	官 符 合
(52) 蓮 田					1,000	官 符 合
(53) 染 田		高栗栖牧地	1,000		1,000	官 符 合
(54) 平井田					,300	官 符 合
(55) 興 田					2,000	官 符 合
(56) 延 田		高栗栖牧地	欠		1,180	官 符 合
(57) 松前并南田					1,000	官 符 合
(58) (6里25坪)中野田				5,000		
(59) (26坪西辺)鏡田				(25坪)		
(60) (30坪)藪池内并尻田		高栗栖牧地	4,000	4,000	4,000	永延 3. 4.26官符
(61) 4里 20				(30坪)		
(62) 24						
(63) 25						
(64) 35						